基 一礎的電 気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一 部を改正する省令案新旧対照条文

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成十四年総務省令第六十四号)

(傍線の部分は改正部分)

現行

### (用語)

## |〜三 (略)

ものであって、各適格電気通信事業者に係るものをいう。 算算定対象加入者回線」という。) に係る加入者回線単価を合算した千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(次号において「合通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから四 算定対象原価 すべてのアナログ加入者回線のうち他の適格電気

# 五・六 (略)

# (設備管理部門の資産及び費用の整理)

# 第十五条 (略)

通信設備を次に掲げる事項を確保するように新たに構成するものとし2(前項の整理は、適格電気通信事業者の電気通信役務の提供に係る電気

#### (用語)

れ当該各号に定めるところによる。 が、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞという。) 及び接続料規則 (平成十二年郵政省令第六十四号) においてという。)、電気通信事業会計規則 (昭和六十年郵政省令第二十一号)、第一種指定電気通信末設備等規則 (昭和六十年郵政省令第三十一号)、第一種指定電気通信末設備等規則 (昭和六十年郵政省令第二十六号)、端事業法施行規則 (昭和六十年郵政省令第二十六号)、端事業法施行規則 (昭和六十年郵政省令第二十六号)、端別により。)、電気通信事業法施行令 (以下「施行令」という。)、電気通信事業法施行令 (以下「施行令」という。)、電気通信事業法(以下「法」

### |〜三 (略)

# 五・六 (略)

# 

## 第十五条 (略)

通信設備を次に掲げる事項を確保するように新たに構成するものとしてが頂の整理は、適格電気通信事業者の電気通信役務の提供に係る電気

		移行したアナログ加入者回線を現に平成十八年四月一日以降IP電話に	平均原価		
		対象原価 対象原価 対象原価 対象原価 対象原価 おりょう に移行したアナログ加入者回 おものに限る。以下「IP電話」と おります いっこう に移行したアナログ加入者回 がまり いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう			
基準原価	一号 平均単価 平均原価	省令第八十二号)第九条第一項第一(電気通信番号規則(平成九年郵政平成十八年四月一日以降IP電話)	算定対象原価	一号第五条第一項第	
	(略)			(略)	
	(略)			(略)	
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。  当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定	中同表の中欄に掲げる字句は8 当分の間、次の表の上欄!	中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。  当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定	掲げる字句は、その表の上欄に掲げ	一表の中欄に	8 申 #
	1~7 (略)			, (略) 略	} 7
4 (略) 可能な限り小さな収容能力を有すること の規定により通知された通信量等を収容することができる範囲内で「第十三条第一項の規定により記録された通信量等及び前条第二項~四 (略)	3・4 (略) 可能な限り小さな収容能力を有すること 可能な限り小さな収容能力を有すること の規定により通知された通信量等を収容五 第十三条第一項の規定により記録され 一〜四 (略) て行うものでなければならない。	限り小さな収容能力を有することにより通知された通信回数を収容するり記録された通信量等及び施行規則第	・4 (略) ことができる範囲内で可能な四十条の四の二第二項の規定四十条の四の二第二項の規定によ一〜四 (略)	4 (略) 四十条の四の 四十条の四の ことができる	3 ・ 五一て 4 こ四 ~ 行

1 この省令は、公布の日から施行する。(施行期日) ( 附 則	10 (略) 9 (略)	9 前項の場合において、適格電気通信事業者は、第六条第二項に規定する際に用いるときは、併せて、第五条第一項第一号に規定する額を算定する際に用いるときは、併せて、第五条第一項第一号に規定する額を算定する際に用い	のとみなして計算した基準単価加入電話の提供の用に供しているも移行したアナログ加入者回線を現に平均単価平成十八年四月一日以降IP電話に	一個

(検討)

2 総務大臣は、この省令の施行後三年を目途として、改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の規定について見直しを行

い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成十四年総務省令第六十四号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案

別表第1(第6条関係) 法第108条第1項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気 │ 別表第1(第6条関係) 法第108条第1項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気 通信役務の提供により生じた収益の額明細表

適格電気通信事業者名

年度分

(単位 円)

適格雷気诵信事業者名 年度分

現

通信役務の提供により生じた収益の額明細表

行

(単位 円)

収益の額設備管理部門の 基礎的電気通信 役務原価基礎的電気通信 役務原価基礎的電気通信 役務原価上級 (1) 同号イに掲収益の額設備管理部門の 基礎的電気通信 役務原価1 施行規則第 (1) 同号イに掲(1) 同号イに掲1 施行規則第 (1) 同号イに掲1 施行規則第 (1) 同号イに掲	悬缆机凿刃堆1
14 条第 1 号に   げるもの       14 条第 1 号に   げるもの	
掲げるもの (2) 同号ロに掲 (2) 同号ロに掲 (3) 同号ロに掲 (4) 同号ロに掲 (5) 同号ロに掲 (5) 同号ロに掲 (6) 同号ロに掲 (7) の (7)	
(3) 同号八に掲 げるもの (3) 同号八に掲 げるもの	
小計	
2 施行規則第 (1) 同号イに掲 14 条第 2 号に げるもの 13 を発力   1	
掲げるもの (2) 同号ロに掲 (2) 同号ロに掲 (3) 同号ロに掲 (4) 同号ロに掲 (5) 同号ロに掲 (5) 同号ロに掲 (6) 同号ロに掲 (7) の (7	
(3) 同号八に掲 げるもの (3) 同号八に掲 げるもの	
小計	
승 計	

- している電気通信役務であって、当該適格電気通信事業者が設置している電気通信設備との接続及び当該電気 通信設備を用いる卸電気通信役務の利用に係る基礎的電気通信役務の提供により生じた適格電気通信事業者 の収益の額を含まないものとすること。
- 2 収益の額は、施行規則第14条第1号イから八まで及び第2号イから八までに規定する基礎的電気通信役務 ごとに、施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営 業費用の額に係る原価から、別表第10の1の科目口及び八並びに3及び4の科目の控除対象原価の内容の欄 に係る原価を差し引いたものを、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価で除して得 た数値に、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業収益の額を乗じて算定すること。
- 注1 収益の額の欄には、接続電気通信事業者等(適格電気通信事業者であるものを除く。)が利用者料金を設定 |注1 収益の額の欄には、接続電気通信事業者等(適格電気通信事業者であるものを除く。)が利用者料金を設定 している電気通信役務であって、当該適格電気通信事業者が設置している電気通信設備との接続及び当該電気 通信設備を用いる卸電気通信役務の利用に係る基礎的電気通信役務の提供により生じた適格電気通信事業者 の収益の額を含まないものとすること。
  - 2 収益の額は、施行規則第14条第1号イから八まで及び第2号イから八までに規定する基礎的電気通信役務 ごとに、施行規則第40条の3の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係 る原価から、別表第10の1の科目口及び八並びに3及び4の科目の控除対象原価の内容の欄に係る原価を差 し引いたものを、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価で除して得た数値に、同基 礎的電気通信役務収支表に記載した営業収益の額を乗じて算定すること。

- 3 2 の施行規則<u>第40条の3 又は第40条の5</u>の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業 費用の額に係る原価は、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に、他人資本費用、自己資本費 用及び利益対応税の合計額を加えて算定すること。
- 4 接続料規則第11条、第12条及び第13条の規定(第11条第3項ただし書及び第5項ただし書の規定を除く 。) は、3における施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に 記載した営業費用の額に係る原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用 する。この場合において、接続料規則第11条第1項中「第4条に規定する機能に係る他人資本費用」とある のは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第12条 第2項に規定する電気通信役務(卸電気通信役務を含む。)に係る他人資本費用」と、「第4条に規定する機能 に係るレートベース」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及 び負担金算定等規則第12条第2項に規定する電気通信役務に係るレートベース」と、同条第2項及び第5項、 第12条第1項並びに第13条第1項中「第4条に規定する機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第 12 条第 2 項に規定する電気通信役務」と、 同令第 11 条第 2 項及び第 3 項中「対象設備等」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備 附属設備並びに土地及び施設」と、同条第3項中「法第33条第5項の機能に係るものにあっては別表第3様 式第2の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあっては接続会計 規則別表第2様式第3の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする」とあるのは「接続 会計規則別表第2様式第3の固定資産帰属明細表の帳簿価額に準じて算定された額とする」と、同条第4項中 「第一種指定設備管理部門」とあるのは「設備管理部門及び設備利用部門」と、「第一種指定電気通信設備」 とあるのは「設備管理部門及び設備利用部門」と、同条第5項中「対象設備等の第一種指定設備管理運営費」 とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る営業費用」と、「当該機能に係る接続料」とあるのは「当該電 気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通 信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金」と、同令第 12 条第1項中「当該機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付 金及び負担金算定等規則第12条第2項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。
- 5 1の項(3)及び2の項(3)の設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の欄には、当該役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。
- 6 2 の項(1)及び(2)の収益の額の欄には、施行規則第 14 条第 2 号に掲げる第一種公衆電話機の一台当たりの収益の額をアナログ公衆電話機の一台当たりの収益の額とみなして算定したものを記載することができる。

- 3 2 の施行規則<u>第40条の3</u>の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価は、同基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定すること。
- 4 接続料規則第11条から第13条までの規定(第11条第3項ただし書及び第5項ただし書の規定を除く。)は 、3における施行規則第40条の3の規定により提出した基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額 に係る原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合におい て、接続料規則第11条第1項中「第4条に規定する機能に係る他人資本費用」とあるのは「適格電気通信事 業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第12条第2項に規定する電気 通信役務(卸電気通信役務を含む。)に係る他人資本費用」と、「第4条に規定する機能に係るレートベース」 とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第 12条第2項に規定する電気通信役務に係るレートベース」と、同条第2項及び第5項、第12条第1項並びに 第13条第1項中「第4条に規定する機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務 の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第 12 条第 2 項に規定する電気通信役務」と、同令第 11 条第 2 項及 び第3項中「対象設備等」とあるのは「基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備、附属設備並びに土地 及び施設」と、同条第3項中「法第33条第5項の機能に係るものにあっては別表第3様式第2の固定資産帰 属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあっては接続会計規則別表第2様式第 3の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする」とあるのは「接続会計規則別表第2様 式第3の固定資産帰属明細表の帳簿価額に準じて算定された額とする」と、同条第4項中「第一種指定設備管 理部門」とあるのは「設備管理部門及び設備利用部門」と、「第一種指定電気通信設備」とあるのは「設備管 理部門及び設備利用部門」と、同条第5項中「対象設備等の第一種指定設備管理運営費」とあるのは「基礎的 電気通信役務の提供に係る営業費用」と、「当該機能に係る接続料」とあるのは「当該電気通信役務に関する 料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関す る協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金」と、同令第 12 条第 1 項中「当 該機能」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定 等規則第12条第2項に規定する電気通信役務」と読み替えるものとする。
- 5 1の項(3)及び2の項(3)の設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の欄には、当該役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。
- 6 2 の項(1)及び(2)の収益の額の欄には、施行規則第 14 条第 2 号に掲げる第一種公衆電話機の一台当たりの収益の額をアナログ公衆電話機の一台当たりの収益の額とみなして算定したものを記載することができる。